

## 公益社団法人上十三法人会 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人上十三法人会（以下「本会」という。）の定款第 28 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

### (報酬の支給)

- 第 3 条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月 25 日（当日が本会の休業日に当たるときはその前営業日）に支払うものとする。
  - 3 常勤役員の退職に当たっては、退職手当は支給しない。ただし、本会に対する功労に応じ、慰労功労金を支給することができる。
  - 4 非常勤役員には、報酬を支給しない。

### (報酬等の額の決定)

- 第 4 条 常勤役員に対する報酬額は、別表第 1 のとおりとし、理事会において決定する。
- 2 常勤役員に対する慰労功労金は、別表第 2 のとおりとし、貢献度等を考慮し、理事会において決定する。

### (報酬の支給方法)

- 第 5 条 報酬等は、通貨をもって、法令で定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除した上で、支払う。
- 2 死亡により退任した役員の報酬及び慰労功労金は、原則その法定相続人に支払うものとする。この場合、報酬は、死亡した月までの報酬を支払う。
  - 3 月の途中において就任又は退任（第 2 項に規定する場合を除く。）若しくは解任された場合は、その月の稼働日数に対する実際勤務日数を基礎とする日割りによって計算した額を支払う。

### (費用等)

第 6 条 本会は、役員がその職務の執行のため負担する費用については、それを支払うことができる。なお、費用のうち旅費交通費等については、別に定める役員等旅費規程による。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日登記)

別表第1

常勤役員の報酬総額	年額3,000,000円以内
-----------	----------------

別表第2

常勤役員の慰労功労金	報酬月額×在職年数×支給率(1.0)以内
------------	----------------------